

石川県公報

令和 7 年 8 月 22 日

第 13835 号（金曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目

次

告 示

○一般競争入札の落札者等	（管 財 課）	1
○石川県資源管理方針の一部変更	（水 産 課）	1
○令和 7 管理年度知事管理漁獲可能量の設定及び公表について（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））	（ 同 ）	3

公 告

○入札公告	（市町支援課）	3
○県営土地改良事業の工事完了公告	（農業基盤課）	4
○都市計画事業の認可に係る公告	（都市計画課）	5

告

示

石川県告示第286号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和 7 年 8 月 22 日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
パーソナルコンピュータほか 1 件 仕様書のとおり 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
令和 7 年 8 月 5 日
- 落札者の名称及び所在地
リコージャパン株式会社
東京都大田区中馬込一丁目 3 番 6 号
- 落札金額
51,675,800円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 6 月 24 日

石川県告示第287号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第 9 項の規定により、石川県資源管理方針（令和 2 年石川県告示第396号）の一部を次のように変更した。

令和 7 年 8 月 22 日

石川県知事 馳 浩

変更した箇所	変 更 後 の 内 容
第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針	特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1－1 さんま」から「別紙 3－30 もろとげあかえび日本海北中部のうち石川県海域」までに、それぞれ定めるものとする。
（別紙 1－13 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））	第 1 特定水産資源 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）（以下「べにずわいがに」という。） 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 石川県知事管理漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ① 水域 ②の対象とする漁業が、べにずわいがにの採捕を行う水域 ② 対象とする漁業 石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が、べにずわいがにを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。） ③ 漁獲可能期間 周年 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし 第 5 その他資源管理に関する重要事項 資源管理基本方針の本則の第 1 の 2(5)に定めるステップアップ管理を行う。
（別紙 3－23 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））	[削除]
（別紙 3－24 ほっこくあかえび日本海系群）	（別紙 3－23 ほっこくあかえび日本海系群）
（別紙 3－25 まがれい石川県海域）	（別紙 3－24 まがれい石川県海域）
（別紙 3－26 まだい日本海北・中部）	（別紙 3－25 まだい日本海北・中部）
（別紙 3－27 まだこ石川県海域）	（別紙 3－26 まだこ石川県海域）
（別紙 3－28 まなまこ石川県海域）	（別紙 3－27 まなまこ石川県海域）
（別紙 3－29 まふぐ日本海のうち石川県海域）	（別紙 3－28 まふぐ日本海のうち石川県海域）
（別紙 3－30 めばる石川県海域）	（別紙 3－29 めばる石川県海域）
（別紙 3－31 もろとげあかえび日本海北中部のうち石川県海域）	（別紙 3－30 もろとげあかえび日本海北中部のうち石川県海域）

石川県告示第288号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度（令和7年9月1日から令和8年8月31日までの期間をいう。以下同じ。）における数量を次のように定めた。

令和7年8月22日

石川県知事 馳 浩

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
6,254トンの内数
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	6,254トンの内数

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年8月22日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

- (1) 借上件名及び数量
奥能登行政センター情報通信基盤ネットワーク機器借上 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 借上期間
令和8年2月1日から令和13年1月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 借上場所
別途指定する場所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する額面については、(3)に掲げる借上期間のすべてに係る金額を記載すること。

2 入札に参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札書に要求される義務

入札参加希望者は、次の(1)から(3)までに示す事項について証明する書類を令和7年9月3日（水）午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない（郵送の場合は簡易書留とし、提出期限内必着とする。）。提出された証明書等を審査した結果、該当物品を納入することができると認められる場合に限り、入札参加対象者とする。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒929-2392 輪島市三井町洲衛10部11番 1
石川県奥能登総合事務所企画振興課庶務係
電話番号 0768-26-2300
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所において交付、または電子メールにより交付
- (3) 入札説明書の交付期間
令和 7 年 8 月 22 日（金）から 9 月 3 日（水）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）
- (4) 交付時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- (5) 入札書の受領期限
令和 7 年 9 月 10 日（水）午後 2 時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）
- (6) 開札の日時及び場所
令和 7 年 9 月 10 日（水）午後 2 時 石川県奥能登行政センター 2 階団体待合室

5 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- (6) その他
詳細は入札説明書による。

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和 7 年 8 月 22 日

石川県知事 馳 浩

事業名	施行地区名	工事完了年月日
県営ほ場整備事業（面的集積型）	気 屋	令和 7 年 3 月 17 日
県営ほ場整備事業（機構関連型）	吉 野 屋	令和 6 年 5 月 2 日

”	藤 瀬	令和 6 年 5 月 9 日
老 朽 た め 池 整 備 事 業	牧 口	令和 5 年 12 月 26 日
”	能 登 部 大 谷 内 池	令和 5 年 12 月 27 日
県 営 震 災 対 策 農 業 施 設 整 備 事 業	河 田	令和 7 年 3 月 31 日
”	園	令和 7 年 3 月 25 日
”	南 谷 池	令和 5 年 12 月 21 日
”	松 川 堤	令和 5 年 12 月 7 日
”	新 宮 ダ ム	令和 6 年 5 月 2 日

都市計画事業の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 2 項の規定により、次の都市計画事業が認可された。

令和 7 年 8 月 22 日

石川県知事 馳 浩

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事 業 地
金沢都市計画道路事業 3・4・46号 観音堂辰巳線	石 川 県	金沢市直江南 2 丁目 1 番地 県央土木総合事務所	(1) 収用の部分 金沢市末町及び辰巳町 地内 (2) 使用の部分 なし
金沢都市計画道路事業 3・4・46号 観音堂辰巳線	石 川 県	金沢市直江南 2 丁目 1 番地 県央土木総合事務所	(1) 収用の部分 金沢市末町 地内 (2) 使用の部分 なし

